

見直し対象区域（緑の線で囲んだ区域）を立花小へ
（駒形の一部、南蓮沼の一部、泉1～3丁目、ピアシティ1・2丁目、彦川戸2丁目など）

《平成30年9月 住民基本台帳に基づく推計》

